

当院の院内感染防止対策に関する取り組み

基本の方針

当院では、医師、看護師をはじめ各職種、部署が協力して院内感染防止に努め、質の高い医療を提供することができるよう、誠実に努力しています。

感染防止対策のための組織と活動

1. 感染対策委員会

病院長、看護部長、感染管理を担当する医師および看護師若干名、薬剤部長、事務部長、医事課長で構成され、院内感染対策に関連した事項を審議するとともに、感染対策チームの活動に助言、承認を行います。

2. 感染対策チーム

医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師、栄養士、事務職員各若干名、およびその他必要と認められた職員から構成され、その中には、各職種の感染管理の資格を持つ者（ICD、ICN、BCICPS、ICMT など）を含んでいます。感染対策チームは、院内感染防止のための対策を立案し実施することを中心として活動します。具体的事項としては感染対策マニュアル作成、感染予防策の教育・啓発、薬剤耐性菌対策、サーベイランス、抗菌薬適正使用、職業感染対策、院内感染の把握や原因・感染経路の調査および対応策検討、病院内の各種微生物の分離状況や薬剤感受性状況など疫学情報の把握などです。定期的な会議、院内ラウンドも行っています。

3. 感染対策担当者（リンクドクター、リンクナース、リンクスタッフ）

感染対策チームと連携し、各部署における感染対策実践の中心となって活動します。

従事者研修に関する基本方針

感染対策チームは感染対策担当者会議を通じて、感染対策従事者の知識や資質の向上を図るとともに、職員を対象にした感染対策の研修・教育活動を行っています。

感染症の早期発見への取り組みと院内感染発生時の対応

院内感染対策の対象となる疾患や病態の早期診断・発見のため、耐性菌や感染対策対象菌の分離状況、血液培養からの菌の分離状況などの疫学的情報を定期的に収集し、感染対策チームで解析しています。アウトブレイクを疑う情報が得られた場合や院内感染対策を要する感染症が発見された場合は、感染対策チームが速やかに状況の確認・分析を行い必要な対策を講じます。